

役員報酬規程

(目的等)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人 Standard Opinion Society の役員の報酬の支払い基準について定めることを目的とする。

(役員報酬の定義)

第2条 この規程における役員報酬とは、この法人が役員に対し、役員としての職務の対価として払うものをいう。

(報酬及び費用の支給)

第3条 この法人は、常勤及び非常勤にかかわらず、役員報酬は一切支給しない。ただし、旅費等の実費は支給することができる。

2 事務局職員兼務役員に対し、労働の対価として支払われる給与については、別に定める職員給与規程によるものとする。

(補足)

第4条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会が別に定める。

第6章 給 与

【給与構成】

第1条 給与は次のものから構成されるものとする。

- (1) 職務給
- (2) 通勤手当
- (3) 外勤手当
- (4) エリア手当
- (5) 住宅手当
- (6) 子供手当
- (7) イデコ手当
- (8) 年末年始手当
- (9) 時間外手当（時間外労働割増賃金、深夜労働割増賃金、休日労働割増賃金）

2. パート・アルバイトの手当支給は本条第1項第2号および第10号のみとする。

【職務給】

第2条 職員である者の職務給（ミッショングレード）は、次の区分による。

なお、職務給（ミッショングレード）と組織上の役職は、一致しない場合がある

| MG | 職務要件定義（期待成果） |
|------------|---|
| 14 | 大規模組織の長クラス。マーケット状況や変化を把握し本質的な課題を特定し対策を企画。メンバーを活用と育成することで、組織としてより高いクオリティのサービスを提供する。 |
| 13 | 中規模組織の長クラス。マーケット状況や変化を把握し本質的な課題を特定し対策を企画。メンバーを活用と育成することで、組織としてより高いクオリティのサービスを提供する。 |
| 12 | 中規模組織の長クラス。自組織の本質的な課題を特定し対策を企画。メンバーを活用と育成することで、組織としての標準的なサービスを提供する。 |
| 11 | 小規模組織の長クラス。マーケット状況や変化を把握し本質的な課題を特定し対策を企画。メンバーを活用と育成することで、組織としてより高いクオリティのサービスを提供する。 |
| 10 | 小規模組織の長クラス。自組織の本質的な課題を特定し対策を企画。メンバーを活用と育成することで、組織としての標準的なサービスを提供する。 |
| 9 | 小規模組織の長補佐クラス。自組織の本質的な課題を特定し対策を企画リーダーの補佐を行う。メンバーを活用と育成することで、組織としての標準的なサービスを提供する。 |
| 8 | 小規模組織の長補佐クラス。組織としての課題を把握し、リーダーの補佐を行う。メンバーの活用と育成することで、組織としての必要最低限のサービスを提供する。 |
| 7 | 最小組織の長クラス。組織としての課題を把握し、リーダー・サブリーダーの補佐を行う。メンバーの活用と育成することで、組織としての標準的なサービスを提供する。 |
| 6 | 最小組織の長クラス。組織としての課題を把握し、リーダー・サブリーダーの補佐を行う。メンバーの活用と育成することで、組織としての必要最低限のサービスを提供する。 |
| 5 (外勤職) | 事業の潜在的、かつ本質的な課題特定を常に意識し、今後のマーケット変化に対応した実効性の高い戦術を立案。営業活動においても新たな視点の課題解決を意識し、業務を遂行する。 |
| 5 (内勤職) | 法人の主要テーマにおける、業務全般の本質的な課題特定を常に意識し、その中で優先順位付け・軌道修正を行い、新たな価値の創出や構造的な解決に取り組みながら業務を遂行する。 |

| | |
|------------|--|
| 4 (外勤職) | カスタマー・パートナー法人の状況を深く理解し、本質的な課題を特定。局面に合わせてアプローチの手法を組えながら、当法人のサービスを十分に提供する。 |
| 4 (内勤職) | 業務全般の改善・効率化に向けて、関係部署や取引先を交えながら、創意工夫を凝らし業務を遂行する。 |
| 3 (外勤職) | カスタマー・パートナー法人に対して、相手のニーズに沿って交渉を行い当法人のサービスを提供する。 |
| 3 (内勤職) | 標準化されている業務に加えてスポット業務についても、過去事例を取り入れながら工夫を凝らし、業務を遂行する。 |
| 2 (外勤職) | カスタマー・パートナー法人に対して当法人の基本的なサービスを提供する。 |
| 2 (内勤職) | 標準化されている業務について、さらに効率を上げるために、過去事例に改善を加え、業務を遂行する。 |
| 1 (外勤職) | カスタマー・パートナー法人に対して当法人にとって必要最低限のサービスを提供する |
| 1 (内勤職) | 過去の事例を真似ながら、標準化されている必要最低限の業務を遂行する。 |

2. 専門職の職務給は、次の区分による。

| MG | 職務要件定義（期待成果） |
|----|---|
| 5 | 専門的知識・技量を用いて、業務全般の本質的な課題特定を常に意識し、その中で優先順位付け・軌道修正を行い、新たな価値の創出や構造的な解決に取り組みながら業務を遂行する。 |
| 4 | 専門的知識・技量を用いて、業務全般の改善・効率化に向けて、関係部署や取引先を交えながら、創意工夫を凝らし業務を遂行する。 |
| 3 | 専門的知識・技量を用いて、標準化されている業務に加えてスポット業務についても、過去事例を取り入れながら工夫を凝らし、業務を遂行する。 |
| 2 | 専門的知識・技量を用いて、標準化されている業務について、さらに効率を上げるために、過去事例に改善を加え、業務を遂行する。 |
| 1 | 専門的知識・技量を用いて、過去の事例を真似ながら、標準化されている必要最低限の業務を遂行する。 |

3. 役職（職位）は、次の区分による。

| ランク | 名称 |
|-----|------------------------|
| VII | ゼネラルマネージャー |
| VI | マネージャー |
| V | オフィスリーダー/セクションリーダー/室長 |
| IV | オフィスサブリーダー/セクションサブリーダー |
| III | チーフアドバイザー |
| II | スーパーバイザー |
| I | アドバイザー |

【総合職・エリア職・専門職の区分と給与】

第3条 職員をその機能と役割により総合職・エリア職・専門職に区分し、職務給を設定する

- (1) 総合職：住居移動を伴う転勤・異動ができ全社的な見地から企業運営に携わり業務を推進遂行することができる職員。
- (2) エリア職：住居移動を伴う転勤・移動ができずに限られたエリア内で業務を推進遂行する地域職員。
- (3) 専門職：特殊で高度かつ優れた専門的知識・技量をもって業務を推進遂行する職員。

2. エリア職は前条第3項の役職ランク「Ⅲ」を上限として設定する。

【通勤手当】

- 第4条 通勤手当は、毎日通勤する者（日雇者を除く。）のうち当月1日から末日までの 法人が認める1カ月定期券購入費に相当する金額（以下、定期代という）を、毎月の通勤手当として50,000円を限度に支給する。但し、通勤距離が2km以内の場合は、特に考慮すべき事情限り支給しない。また、この支給限度額の適用において特に考慮すべき事情がある者についてはこの限りではない。
2. 通勤手当は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる 通常の通勤経路および方法による運賃等の額によって算出する。
 3. 新たに通勤手当の支給を受けようとする者、通勤手当に変動がある場合、あるいは住所または通勤方法の変更等により改定を必要とする者は、所定の手続きにて申請を行い、法人の承認を得なければならない。
 4. 法人が認めた通勤経路を利用せず、自己都合により、他の交通機関を利用する場合には、その運賃差額は本人の負担とする。
 5. 給与計算期間の途中で入退社した者、同月内において定期代が変更になる者については、次の計算式に基づいて通勤手当を支給する。
 - (1) 入社：定期代日割り金額×入社日以降の暦日数
 - (2) 退社：定期代金額－日割り金額（定期代日割り金額×退職日以降の暦日数）
 - (3) 月内通勤変更者：変更前定期代日割り金額＋変更後定期代日割り金額
 6. 乗車距離もしくは自宅から最寄駅の距離が2kmを超える場合、通勤経路にバスを利用することができる。ただし、障害を有する者の外、特に通勤途上において考慮すべき事情が認められる場合についてはこの限りではない。
 7. 私有車を使用して通勤する場合、別に定める私有車による通勤に係る細則（以下、私有車細則という。）に基づき、毎月、通勤手当を支給する。ただし、税法上の非課税限度額を上限とする。なお、前項同様、法人が特に認める者については、私有車細則の定めによらない。

【外勤手当】

- 第5条 外勤従事者かつ担当案件を持っている者（役職ランクⅠ・Ⅱ）にのみ、外勤手当として支給する。ただし、新卒新入職員で雇用されたものは、勤続年数2年目より試用期間以降の金額を適応するものとする。また、法人が特別に認めたものはこの限りではない。
- (1) 試用期間中 : 20,000円/月
 - (2) 試用期間以降 : 50,000円/月
- この外勤手当は時間外手当分に相当するものとする。

【エリア手当】

- 第6条 エリア手当は、下記表記載のエリアに所属しかつ、職務給が280,000円未満の営業職職員（役職ランクⅠ・Ⅱ）に対して、エリア特性を考慮し下記表に従い付与するものとする。ただし、新卒新入職員で雇用されたものは、勤続年数2年目より付与するものとする。また、法人が特別に認めたものはこの限りではない。

| 対象エリア | 金額 |
|---------------------|-----------|
| 東京都・神奈川県・埼玉県 | 20,000円/月 |
| 大阪府・兵庫県・愛知県・福岡県・千葉県 | 10,000円/月 |

【住宅手当】

第7条 住宅手当は、次に該当する職員に支給する。

- (1) 人事異動等の業務都合により転居を要する場合
- (2) 新規採用者（新規学卒採用者を除く）で、配属により採用内定地における住居から転居を要する場合。但し、赴任地（配属地）に通勤可能な自宅（あるいはそれに準ずる住居）がある場合にはこの限りではない。

- 2. 賃貸借契約ならびに更新手続きは本人が行う。
- 3. 家賃ならびに敷金、火災保険料その他契約・更新に要する費用は全て本人が負担する。
- 4. 住宅手当および赴任支度金は、下記「別表3」のとおり支給する。

「別表3」

| 勤務地 (住居所在地) | | 住居手当(同居)・・・月額 | | | | 赴任 支度金 (同居) | 住居手当(独身・単身)・・・月額 | | | | 赴任 支度金 (独身・単身) |
|----------------|--------|---------------|----------|----------|---------|-------------------|------------------|----------|----------|---------|----------------------|
| | | 1～2 年 | 3～4 年 | 5～6 年 | 7年～ | | 1～2 年 | 3～4 年 | 5～6 年 | 7年～ | |
| 北海道 | 北海道 | 70,000 | 35,000 | 17,500 | 0 | 280,000 | 50,000 | 25,000 | 12,500 | 0 | 200,000 |
| | 青森 | | | | | | | | | | |
| 東北 | 宮城 | 70,000 | 35,000 | 17,500 | 0 | 280,000 | 50,000 | 25,000 | 12,500 | 0 | 200,000 |
| | 岩手 | | | | | | | | | | |
| | 秋田 | | | | | | | | | | |
| | 福島 | | | | | | | | | | |
| | 山形 | | | | | | | | | | |
| 関東甲信越 | 新潟 | 100,000 | 50,000 | 25,000 | 0 | 400,000 | 70,000 | 35,000 | 17,500 | 0 | 280,000 |
| | 山梨 | | | | | | | | | | |
| | 長野 | | | | | | | | | | |
| | 茨城 | | | | | | | | | | |
| | 栃木 | | | | | | | | | | |
| | 群馬 | | | | | | | | | | |
| | 埼玉 | | | | | | | | | | |
| | 東京 | | | | | | | | | | |
| | 神奈川 | | | | | | | | | | |
| | 千葉 | | | | | | | | | | |
| 本社・木更津 | 70,000 | 35,000 | 17,500 | 0 | 280,000 | 50,000 | 25,000 | 12,500 | 0 | 200,000 | |
| 中部 | 富山 | 70,000 | 35,000 | 17,500 | 0 | 280,000 | 50,000 | 25,000 | 12,500 | 0 | 200,000 |
| | 石川 | | | | | | | | | | |
| | 福井 | | | | | | | | | | |
| | 三重 | | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | | |
|-----|-----|---------|--------|--------|---------|--------|--------|--------|---------|--------|---------|
| 関西 | 岐阜 | 70,000 | 35,000 | 17,500 | 280,000 | 50,000 | 25,000 | 12,500 | 200,000 | | |
| | 静岡 | 90,000 | 45,000 | 22,500 | | | | | | | |
| | 愛知 | | | | | | | | | | |
| | 京都 | | | | | | | | | | |
| | 大阪 | 70,000 | 35,000 | 17,500 | | | | | | | |
| | 兵庫 | | | | | | | | | | |
| | 奈良 | | | | | | | | | | |
| | 滋賀 | 280,000 | 50,000 | 25,000 | | | | | | 12,500 | 200,000 |
| | 和歌山 | | | | | | | | | | |
| 岡山 | | | | | | | | | | | |
| 中四国 | 広島 | 80,000 | 40,000 | 20,000 | 320,000 | 60,000 | 30,000 | 15,000 | 240,000 | | |
| | 香川 | 70,000 | 35,000 | 17,500 | | | | | | | |
| | 鳥取 | | | | | | | | | | |
| | 島根 | | | | | | | | | | |
| | 山口 | | | | | | | | | | |
| | 徳島 | | | | | | | | | | |
| | 愛媛 | | | | | | | | | | |
| | 高知 | | | | | | | | | | |
| 九州 | 福岡 | 80,000 | 40,000 | 20,000 | 320,000 | 60,000 | 30,000 | 15,000 | 240,000 | | |
| | 佐賀 | 70,000 | 35,000 | 17,500 | | | | | | | |
| | 長崎 | | | | | | | | | | |
| | 熊本 | | | | | | | | | | |
| | 大分 | | | | | | | | | | |
| | 宮崎 | | | | | | | | | | |
| | 鹿児島 | | | | | | | | | | |
| | 沖縄 | | | | | | | | | | |

- (1) 単身赴任者については本手当以外に 10,000 円を加給する。
- (2) 本社への転勤は原則：港南台社宅への入居とする。
※ただし、法人が認めた場合はこの限りではない。

【子供手当】

第8条 子供手当は、家族を扶養する職員に支給する。

なお、この場合の扶養とは健康保険上の被扶養者を意味する。

(1) 次に該当する職員に支給する。

- ① 乳幼児
- ② 18歳までの学生
- ③ 身障者等の子女で法人が認めた者

(2) 支給額は次の区分とする。

- ① 1人扶養する者 : 5,000円
- ② 2人扶養する者 : 10,000円
- ③ 3人以上扶養する者 : 15,000円

(3) 支給の開始は、事実の発生日ではなく、申請日から判断する。ただし、21日以降の申請についてはその翌月からの支給とする。

(4) 18歳までの被扶養者である乳幼児、または学生が被保険者の扶養から外れる場合には、その事実が生じた日の属する月まで支給する。また、被扶養者である学生が18歳に達した場合には、それ以後迎える最初の3月31日をもって支給を終える。

(5) 職員は、本条に定める被扶養者に変動があった場合には、遅滞なくその事実を法人に届け出なければならない。

(6) 職員は、本手当の支給に当たり職員が虚偽の申請を行って手当を受給していた場合、受給事由が消滅したが、その事実を届け出ず手当を支給していた場合には、支給した額の返戻を命ずることができる。

【イデコ手当】

第9条 以下の条件を満たした職員（パート・アルバイトを除く）にイデコ手当を支給する。

- (1) 勤続3年以上
- (2) みずほ銀行口座を取得している者
- (3) 国民年金基金連合会発行の個人型年金加入確認通知書を取得月の3ヶ月以内に
総務へ提出

2. 支給金額は以下のとおりとする。

5,000/月

3. 支給開始は資格取得月からとする。

【年末年始手当】

第10条 年末年始期間（12月31日～1月3日）に出勤した者（パート・アルバイトを除く）に支給する。ただし、年次有給休暇・特別休暇は対象外とする。また法人が認めた場合はこの限りではない。

1出勤につき : 5,000円

【時間外手当】

第11条 時間外手当は、所定労働時間外に勤務することを命じられ、その勤務に服した職員（役職ランクⅠ・Ⅱ）に支給する。

2. 時間外算定の基礎となる時間給は、次の算式で求められる額とする

(1) 職務給/166.4（年間労働日数 250/月数*所定労働時間 8）で求める額。

その他時間外算定基礎項目に含めるべき手当が生じた場合にはその手当を算定基礎に含める。

(2) フレックスタイム制適用者については次の算式で求められる額とする。

職務給（エリア手当、役職手当、年末年始手当含む）/
月平均所定労働時間（173.5）で求める額。

3. 所定時間外勤務に対する割り増しの計算は、次の通りとする。

ただし、フレックスタイム制を適用する職員については本項第2号・5号は該当しないものとする。

(1) 1日または当月の所定労働時間を超えた場合、その超過した時間に対し第2項第1号で算出した時間給×1.25×時間外労働時間数

(2) 週の所定労働時間を超えた場合第2項第1号で算出した時間給×1.25×労働時間数

(3) 所定時間内労働で時間が深夜（午後10時以降午前5時まで）の場合第2項第1号または第2号で算出した時間給×1.25×深夜労働時間数

(4) 法定休日に労働を命じられた場合第2項第1号または第2号で算出した時間給×1.35×法定休日労働時間数

(5) 一日の所定労働時間を超えかつ労働時間が深夜に及んだ場合
第2項第1号で算出した時間給×1.50×該当深夜労働時間数

(6) 法定休日に出勤を命じられかつ労働時間が深夜に及んだ場合第2項第1号または第2号で算出した時間給×1.60×該当深夜労働時間数

【給与締切日】

第12条 給与は当月1日から起算し、当月末日に締切り、翌月15日（支払日が休日の場合はその前日又は前々日）に支払う。

【給与の支払方法】

第13条 給与は、通貨で直接職員本人にその全額を支払う。ただし、職員の同意を得て、給与の全部または一部を職員の指定する金融機関等の本人名義の口座へ振り込みにより支払うことができる。

2. 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは支払の時に控除する。

(1) 源泉所得税

(2) 社会保険料

(3) 雇用保険料

(4) その他控除する契約を本人と交わしたもの

3. 賃金の口座振込を受けようとする職員は、あらかじめ振込を受ける金融機関等の口座を会社に届け出なければならない。

【給与の計算方法】

第14条 遅刻・早退・欠勤・私用外出その他不就業については、その休業した時間に対応する給与を支給しない。ただし、この規定又は就業規則に別段の定めのある場合はこの限りでない。

2. 前項の場合において、休業した時間の計算は当該給与締切期間の末日において合計し、15分未満は切り捨てるものとする。
3. 給与締切期間の中途において入社又は退職したものに対する当該給与締切期間における給与は日割りで計算して支給するものとする。
4. 給与締切期間の遅刻又は早退については、給与から差し引くものとする

【日割金額の計算】

第16条 日割金額は、次の算式で求められる額とする。

- (1) 職務給+特別調整額/20.8(年間所定労働日数 250/月数 12)で求めた金額とする。
 - (2) フレックスタイム制適用者については日割金額ではなく、本章第12条第2項第2号の計算式で求めた時間給で求めた金額とする
2. 職員が月の途中で採用された場合は、就業日数に日割金額を乗じた金額または、就業時間に時間給を乗じた金額を支給する。
 3. 職員が月の途中で退職又は解雇された場合は、職務給から当該月の不就業日数に日割金額を乗じた金額または、該当月所定労働時間から不就業時間に時間給を乗じた金額を差し引いた額を支給する。

【休暇等の給与】

- 第17条 年次有給休暇を使用した場合は1日の所定労働時間労働したときに支払われる賃金を支払う。
2. 特別休暇を使用した場合は、1日の所定労働時間労働したときに支払われる賃金を支払う。特別休暇は出勤実績に含めないものとする
 3. 本条第1項、第2項に含まれない休日・休暇および休業については、無給とする。

【昇給・降格】

- 第18条 昇降給は、昇降給に関する直近した人事考課に基づき、理事長が決定する。ただし運営状況の低下、その他やむを得ない事由がある場合は、この限りではない
2. 昇降給額は、職員の勤務成績等を査定の上、各人ごとに決定する。

【60歳からの特例】

- 第19条 60歳到達翌月により職位を解除し契約職員に位置づけ、評価に応じて待遇を決定するものとする。ただし、法人が認めた場合はこの限りではない。

【65歳からの特例】

- 第20条 65歳到達月の翌月から本人の受給予定年金額を勘案し給与額を定めることができる。

【業績報酬の考査】

- 第21条 業績報酬は、職員の勤務状況、並びに本人の業績を第8章人事考課に基づき考査する。

【業績報酬の支給】

- 第22条 業績報酬は、原則として法人の運営状況に応じて、支給する。
2. 業績報酬の支給は、支給対象となる期間の人事考課結果に基づき格差をつけて支給する

特定非営利活動促進法第 54 条第 2 項第 3 号に定める事項を記載した書類

| | | | |
|-----|------------------------------------|------|---------------------------------|
| 法人名 | 特定非営利活動法人 Standard Opinion Society | 事業年度 | 令和 2 年 1 月 1 日～令和 2 年 12 月 31 日 |
|-----|------------------------------------|------|---------------------------------|

1 資金に関する事項 [①収益の源泉別の明細、借入金の詳細その他の資金に関する事項]

※ 丸数字は、特定非営利活動促進法第 54 条第 2 項第 3 号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動促進法施行規則第 32 条第 1 項各号に対応しています。以下同じです。

(1) 収益の源泉別の明細

| 収 益 源 泉 の 内 訳 | 金 額 |
|---------------|--------------|
| 受取寄付金 | 76,671,450 円 |
| 教育支援事業収入 | 1,536,455 円 |
| 職業訓練支援事業収入 | 1,286,000 円 |
| 雑収入 | 758,222 円 |
| 受取利息 | 435 円 |
| 受取配当金 | 200 円 |
| | 円 |
| | 円 |
| | 円 |
| | 円 |
| | 円 |
| | 円 |
| | 円 |
| | 円 |
| 合 計 | 80,252,762 円 |

(2) 借入金の明細

| 借 入 先 | 金 額 |
|-------|-----|
| なし | 円 |
| | 円 |
| | 円 |
| | 円 |
| | 円 |
| 合 計 | 円 |

(3) その他

| |
|----|
| なし |
| |
| |

2 資産の譲渡等の内容に関する事項 [②資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項]

(1) 資産の譲渡に係る料金及び条件等

| 譲渡資産の内容 | 料金 | 条件等 |
|---------|----|-----|
| なし | 円 | |
| | 円 | |
| | 円 | |
| | 円 | |
| | 円 | |
| | 円 | |
| | 円 | |
| | 円 | |
| | 円 | |

(2) 資産の貸付けに係る料金及び条件等

| 貸付資産の内容 | 料金 | 条件等 |
|----------|----|--------|
| 緊急時の職員貸付 | －円 | 利息年 2% |
| | 円 | |
| | 円 | |
| | 円 | |
| | 円 | |
| | 円 | |
| | 円 | |
| | 円 | |
| | 円 | |

(3) 役務の提供に係る料金及び条件等

| 役務の提供の内容 | 料金 | 条件等 |
|----------|-------------|------------------------------------|
| 学童保育利用料 | 月額 14,000 円 | 日額 500 円（土日祝日 700 円）、月額上限 14,000 円 |
| 託児室利用料 | 月額 25,000 円 | 1 時間 150 円、月額上限 25,000 円 |
| | 円 | |
| | 円 | |
| | 円 | |
| | 円 | |
| | 円 | |
| | 円 | |

3 取引の内容に関する事項 [③次に掲げる取引先、取引金額その他その内容に関する事項 イ 収益の生ずる取引及び支出の生じる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引 ロ 役員等との取引]

(1) 収益の生じる取引の上位5者

| 氏名又は名称 | 住所又は所在地 | 取引金額 | 取引内容等 |
|--------|---------|--------------|--------------|
| | | 70,368,046 円 | 寄付金、託児所利用料 |
| | | 2,286,000 円 | 寄付金、職業訓練支援事業 |
| | | 1,000,000 円 | 寄付金 |
| | | 622,364 円 | 寄付金、託児所利用料 |
| | | 500,000 円 | 寄付金 |

(2) 支出の生じる取引の上位5者

| 氏名又は名称 | 住所又は所在地 | 取引金額 | 取引内容等 |
|--------|---------|--------------|-------|
| | | 10,000,000 円 | 寄付金 |
| | | 10,000,000 円 | 寄付金 |
| | | 10,000,000 円 | 寄付金 |
| | | 6,000,000 円 | 株式購入 |
| | | 3,750,000 円 | 株式購入 |

(3) 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の親族等との取引
イ 資産の譲渡（棚卸資産を含む。）

| 取引先の氏名等 | 法人との関係 | 住所又は所在地 | 譲渡年月日 | 譲渡価格 | 譲渡資産の内容等 |
|---------|--------|---------|-------|------|----------|
| なし | | | | 円 | |
| | | | | 円 | |
| | | | | 円 | |
| | | | | 円 | |
| | | | | 円 | |
| | | | | 円 | |
| | | | | 円 | |
| | | | | 円 | |
| | | | | 円 | |
| | | | | 円 | |

ロ 資産の貸付け（金銭の貸付けを含む。）

| 取引先の氏名等 | 法人との 関 係 | 住所又は所在地 | 貸 付 年月日 | 対 価 の 額 | 貸付資産の内容等 |
|---------|-------------|---------|------------|---------|----------|
| なし | | | | 円 | |
| | | | | 円 | |
| | | | | 円 | |
| | | | | 円 | |
| | | | | 円 | |
| | | | | 円 | |
| | | | | 円 | |
| | | | | 円 | |
| | | | | 円 | |
| | | | | 円 | |

ハ 役務の提供（施設の利用等を含む。）

| 取引先の氏名等 | 法人との 関 係 | 住所又は所在 地 | 役務の提供年月日 | 対 価 の 額 | 役務提供の内容等 |
|---------|-------------|-------------|---------------------|-----------|----------|
| | 元理事・ 顧問 | | R2. 1. 1~R2. 12. 31 | 484,000 円 | 税理士顧問 |
| | | | | 円 | |
| | | | | 円 | |
| | | | | 円 | |
| | | | | 円 | |
| | | | | 円 | |
| | | | | 円 | |
| | | | | 円 | |
| | | | | 円 | |

4 寄附者に関する事項 [④寄附者（役員、役員の子族等で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日]

| 氏名 | 寄附金額 | 受領年月日 |
|----|------------|-----------|
| | 1,000,000円 | R2. 5. 27 |
| | 円 | . . |
| | 円 | . . |
| | 円 | . . |
| | 円 | . . |
| | 円 | . . |
| | 円 | . . |
| | 円 | . . |
| | 円 | . . |
| | 円 | . . |
| | 円 | . . |
| | 円 | . . |
| | 円 | . . |
| | 円 | . . |
| | 円 | . . |
| | 円 | . . |
| | 円 | . . |
| | 円 | . . |

5 給与の総額等に関する事項 [⑤給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項]

| | |
|------------|---------------|
| 給与を得た職員の総数 | 左記の職員に対する給与総額 |
| 31人 | 21,634,720円 |

6 支出した寄附金に関する事項 [⑥支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日]

| 支出年月日 | 支出先の名称 | 所在地 | 寄附の目的等 | 支出した寄附金額 |
|-------|--------|-----|--------|----------|
| | 別紙のとおり | | | 円 |
| | | | | 円 |
| ・ | | | | 円 |
| ・ | | | | 円 |
| ・ | | | | 円 |
| ・ | | | | 円 |
| ・ | | | | 円 |
| ・ | | | | 円 |
| ・ | | | | 円 |
| ・ | | | | 円 |
| | 合 計 | | | 円 |

7 海外への送金等に関する事項 [⑦海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日]

| 実施日 | 使 途 | 金 額 |
|-----|-----|-----|
| | なし | 円 |
| ・ | | 円 |
| ・ | | 円 |
| ・ | | 円 |
| ・ | | 円 |
| ・ | | 円 |
| ・ | | 円 |
| ・ | | 円 |
| ・ | | 円 |
| ・ | | 円 |

認定基準等チェック表 (第3表)

(初業)

| | | |
|-----|------------------------------------|-------|
| 法人名 | 特定非営利活動法人 Standard Opinion Society | チェック欄 |
|-----|------------------------------------|-------|

| | |
|---|---|
| <p>3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること</p> <p>イ 従業員の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること</p> <p>(1) 役員及びその親族等</p> <p>(2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等</p> <p>ロ 各社員の表決権が平等であること</p> <p>ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること</p> <p>ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと</p> | ○ |
|---|---|

イ

| 区 分 | 項 目 | 役員数 | 最も人数が多い「親族等」のグループの人数 | 割 合 (②÷①) | 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数 | 割 合 (④÷①) |
|-------|---------------------|-----|----------------------|--------------|---|--------------|
| | | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ |
| ④ | 令和2年1月1日～令和2年12月31日 | 4人 | 0人 | 0% | 0人 | 0% |
| ⑤ | 年 月 日～ 年 月 日 | 人 | 人 | % | 人 | % |
| ⑥ | 年 月 日～ 年 月 日 | 人 | 人 | % | 人 | % |
| ⑦ | 年 月 日～ 年 月 日 | 人 | 人 | % | 人 | % |
| ⑧ | 年 月 日～ 年 月 日 | 人 | 人 | % | 人 | % |
| 申 請 時 | | 4人 | 0人 | 0% | 0人 | 0% |

- (注1) 各欄の人数等は、第3表付表1「役員の状況」から転記してください。
- (注2) ③及び④については、小数点以下第2位を切り捨てた数値を記載してください。
- (例) 33.333...% → 33.3%

ロ

| | | | | | | |
|-------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 各社員の表決権が平等である | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ | 申 請 時 |
| 上記を証する書類の名称とその内容等 | はい いいえ | はい いいえ | はい いいえ | はい いいえ | はい いいえ | はい いいえ |

(注意事項)

- 認定基準等チェック表(第3表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、添付を省略することができます。

ハ

| 項 目 | ㉑ | ㉒ | ㉓ | ㉔ | ㉕ | 申請時 |
|---|--|----------------|----------------|----------------|----------------|--|
| 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている | はい <input checked="" type="radio"/> いいえ | はい ・ いいえ | はい ・ いいえ | はい ・ いいえ | はい ・ いいえ | はい <input checked="" type="radio"/> いいえ |
| 帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている | <input checked="" type="radio"/> はい いいえ | はい ・ いいえ | はい ・ いいえ | はい ・ いいえ | はい ・ いいえ | <input checked="" type="radio"/> はい いいえ |

㉑ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

二

| 項 目 | ㉑ | ㉒ | ㉓ | ㉔ | ㉕ | 申請時 |
|---------------------------------------|---------------------------------------|-----|-----|-----|-----|--------------------------------------|
| 費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無 | 有・ <input checked="" type="radio"/> 無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有 <input checked="" type="radio"/> 無 |

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」(第3表) 記載要領

| 項 目 | 記 載 要 領 | 注 意 事 項 |
|------|--|---|
| イの各欄 | 区分欄の「㉑」から「㉕」欄には、実績判定期間の各事業年度(又は各年)を記載します。 第3表付表1「役員の状況」を記載して、「㉑」、「㉒」及び「㉔」の各欄に該当する人数を転記します。 | |
| ロの各欄 | 該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款(又は会則)第〇条に正会員の表決権(又は議決権)は平等に一票を与えると規定」のように記載します。 | |
| ハの各欄 | 該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉕」については、上記イに記載する各期間(「㉑」から「㉕」)を示したものです。 | ① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。 |
| ニの各欄 | 該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉕」については、上記イに記載する各期間(「㉑」から「㉕」)を示したものです。 | |

記載要領の補足

○ ニにおいて、「費途が明らかでない支出」とは、法人が費用として支出した金額のうち、その費途を確認することができないものをいい、法人が名目に関わらず支出した金銭でその費途が明らかでないものが、これに当たります。なお、意図的にその支出先を明らかにしない支出がある場合も、当然に「費途が明らかでない支出」があることになり、認定を受けることはできません。

a 役員 の 状 況

第3表付表1

| | | | | | | | |
|--|------------------------------------|-----|---|---|---|---|-----|
| 法人名 | 特定非営利活動法人 Standard Opinion Society | ㉑ | ㉒ | ㉓ | ㉔ | ㉕ | 申請時 |
| 役員数 | | 17人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 4人 |
| (1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数 | | 2人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 0人 |
| (2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」のグループの人数 | | 4人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 0人 |

※JID…日本賃貸保証株式会社の略称

| 役員の内訳 | | | | | | | | | | | |
|--------|----|----------------|-----|--------|---|---|---|---|-----|----------|------------------------|
| 氏名 | 住所 | 職名 | 続柄等 | 就任等の状況 | | | | | | 就任・退任年月日 | |
| | | | | ㉑ | ㉒ | ㉓ | ㉔ | ㉕ | 申請時 | | |
| 井坂 泰志 | | 代表理事 (理事長) | | ○ | | | | | | ○ | 2010.6.2~ |
| 鈴木 希依子 | | 理事 | | ○ | | | | | | ○ | 2020.7.1~ |
| 片山 雅也 | | 理事 | | ○ | | | | | | ○ | 2020.12.15~ |
| 田村 和美 | | 監事 | | ○ | | | | | | ○ | 2020.7.1~ |
| 森 秀一 | | 代表理事 (理事長) | | ○ | | | | | | | 2013.4.8~2020.7.1 / |
| 高橋 節男 | | 代表理事 (専務理事) | | ○ | | | | | | | 2010.6.2~2020.5.15 / |
| 林 嘉宏 | | 理事 | | ○ | | | | | | | 2010.6.2~2020.7.1 / |
| 梅田 真理子 | | 理事 | | ○ | | | | | | | 2014.3.1~2020.7.1 / |
| 谷 正己 | | 理事 | | ○ | | | | | | | 2016.8.19~2020.12.15 / |
| 高辻 麻実 | | 理事 | | ○ | | | | | | | 2016.12.2~2020.7.1 / |
| 細野 飛鳥 | | 理事 | | ○ | | | | | | | 2016.12.2~2020.7.1 / |
| 塩谷 典子 | | 理事 | | ○ | | | | | | | 2018.3.10~2020.7.1 / |
| 樋口 純一郎 | | 理事 | | ○ | | | | | | | 2018.4.18~2020.7.1 / |

| | | | | | | | | | | |
|-------|--|----|--|---|--|--|--|--|--|------------------------|
| 井崎 淳二 | | 監事 | | ○ | | | | | | 2016. 8. 19~2020. 7. 1 |
| 鈴木 謙 | | 監事 | | ○ | | | | | | 2010. 6. 2~2020. 7. 1 |
| 城谷 浩 | | 監事 | | ○ | | | | | | 2010. 6. 2~2020. 7. 1 |
| 工藤 研 | | 監事 | | ○ | | | | | | 2013. 4. 8~2020. 7. 1 |

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第 55 条第 1 項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「役員状況」 第 3 表付表 1 記載方法

- 「役員の内訳」欄は「親族等」又は「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループごとに記載します。
- 「就任等の状況」の「㉑」から「㉓」及び「申請時」の各欄は役員であった時期に「○」を付します。
 なお、当該「㉑」から「㉓」については、認定基準等チェック表（第 3 表）のイに記載する各期間（「㉑」から「㉓」）を示したものです。過去に認定を受けたことのない法人の場合は、「○c」～「㉓」の欄に記載する必要はありません。
- この表において、「親族等」とは特定非営利活動法人の役員である次の者が該当します。
 - ① 役員の配偶者及び三親等以内の親族
 - ② 役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ③ 役員の使用人及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
 - ④ ②又は③に掲げる者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者
- この表において、「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」とは特定非営利活動法人の役員である次の者が該当します。
 - ① 特定の法人の役員又は使用人
 - ② ①に掲げる者と役員の配偶者及び三親等以内の親族
 - ③ ①に掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ④ ①に掲げる者の使用人及び使用人以外の者で当該①に掲げる者から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
 - ⑤ ③又は④に掲げる者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者
- 上記の「特定の法人」には、特定の法人との間に発行済株式の総数又は出資の総額（以下「発行済株式の総数等」といいます。）の 50%以上の株式の数又は出資の金額（以下「株式の数等」といいます。）を直接又は間接に保有する関係にある法人を含みます。
 なお、50%以上の株式の数等を直接又は間接に保有する関係とは以下のとおりです。
 - 直接に保有する関係
 - 一の法人が他方の法人の発行済株式の総数等の 50%以上の株式の数等を保有する場合の一の法人と他方の法人との関係（以下「直接支配関係」といいます。）
 - 間接に保有する関係
 - 一の法人及び一の法人と直接支配関係にある法人又は一の法人と直接支配関係にある法人が、他方の法人の発行済株式の総数等の 50%以上の株式の数等を保有する場合の一の法人、一の法人と直接支配関係にある法人及び他方の法人との関係

帳簿組織の状況

第3表付表2

| | | | |
|-----------|--------------------------------------|-------|------|
| 法人名 | 特定非営利活動法人 Standard Opinion Society / | | |
| 伝票又は帳簿名 | 左の帳簿等の形態 | 記帳の時期 | 保存期間 |
| 総勘定元帳（複式） | 会計ソフト（ソフト名： エーエスピー会計 ルーズリーフ | 毎日 | 10年 |
| 仕訳帳 | ルーズリーフ | 適宜 | 10年 |
| 現金出納帳 | ルーズリーフ | 適宜 | 10年 |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

（記載要領）

- ・ 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「現金出納帳」、「総勘定元帳」、「経費帳」などのように記載します。
- ・ 「左の帳簿等の形態」欄は、「3枚複写伝票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- ・ 「記帳の時期」欄は、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表 (第4表)

(初業)

| | | |
|---|--------------------------------------|-------|
| 法人名 | 特定非営利活動法人 Standard Opinion Society , | チェック欄 |
| 4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること | | ○ |
| イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと | | |
| ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと | | |
| ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること | | |
| ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること | | |

イ

| 項 目 | ㉑ | ㉒ | ㉓ | ㉔ | ㉕ | 申請時 |
|--|---------------------------------------|-----|-----|-----|-----|---------------------------------------|
| 宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動 | 有・ <input checked="" type="radio"/> 無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・ <input checked="" type="radio"/> 無 |
| 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動 | 有・ <input checked="" type="radio"/> 無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・ <input checked="" type="radio"/> 無 |
| 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動 | 有・ <input checked="" type="radio"/> 無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・ <input checked="" type="radio"/> 無 |

ロ

| 項 目 | ㉑ | ㉒ | ㉓ | ㉔ | ㉕ | 申請時 |
|--|---------------------------------------|-----|-----|-----|-----|---------------------------------------|
| 役員職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無 | 有・ <input checked="" type="radio"/> 無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・ <input checked="" type="radio"/> 無 |
| 役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時点における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無 | 有・ <input checked="" type="radio"/> 無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・ <input checked="" type="radio"/> 無 |
| 役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無 | 有・ <input checked="" type="radio"/> 無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・ <input checked="" type="radio"/> 無 |
| 営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無 | 有・ <input checked="" type="radio"/> 無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・ <input checked="" type="radio"/> 無 |

(注意事項)

・「認定基準等チェック表(第4表)」は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表(次業)」(ハ及びニ)の記載及び添付の必要はありません。

・認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」(第4表) 記載要領

| 項 目 | 記 載 要 領 | 注 意 事 項 |
|-----------|--|---|
| イ及びロの各欄共通 | <p>該当する一方を「○」で囲みます。</p> <p>「役員等」とは、役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者をいいます。</p> <p>「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます。</p> <p>① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係</p> <p>② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係</p> <p>③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係</p> | <p>第4表付表1及び2「財産の運用及び事業運営の状況等」を記載し添付してください。</p> <p>なお、当該「@」から「◎」については、認定基準等チェック表(第3表)のイに記載する各期間(「@」から「◎」)を示したものです。</p> |
| ハ | <p>共通事項</p> <p>「事業費」以外の指標により計算を行う場合には、使用した指標及び単位を◎欄に記載し、具体的な算出方法を示す資料を添付してください。</p> <p>「事業費の総額①」欄</p> <p>実績判定期間における活動計算書の事業費の合計金額(その他の事業がある場合は、特定非営利活動に係る事業費計とその他の事業の事業費計の合計金額)を記載します。</p> <p>「特定非営利活動に係る事業費の額②」欄</p> <p>活動計算書における特定非営利活動に係る事業費の合計額を記載します。</p> | <p>損益計算書を作成している場合には、損益計算書により事業に係る支出金額を算出して記載しても差し支えありません。その場合には、損益計算書及び金額の算定方法を示す資料を添付してください。</p> <p>特定非営利活動に係る部分とそれ以外に共通する事業費は、それぞれに合理的に配賦します。</p> |
| ニ | <p>「受入寄附金総額①」欄</p> <p>第1表付表「受け入れた寄附金の明細表」の「A」欄の金額を転記します。</p> <p>「受入寄附金総額のうち特定非営利活動に係る事業費に充てた額②」欄</p> <p>「受入寄附金総額①」欄のうち、特定非営利活動に係る事業費に充てた額を記載します。</p> <p>「受入寄附金の充当割合③」欄</p> <p>割合が100%を超える場合は、100%と記載します。</p> | <p>一定の条件の下、将来の特定非営利活動に充てるために当期に特定資産等として貸借対照表に計上した金額は、当期の「受入寄附金総額のうち特定非営利活動に係る事業費に充てた額②」欄に算入できます。</p> |

認定基準等チェック表 (第5表)

| | | |
|---|---|---|
| 法人名 | 特定非営利活動法人 Standard Opinion Society | チェック欄 |
| 5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること | | ○ |
| イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等 ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類 ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 ニ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類 ヘ 助成の実績を記載した書類 | | |
| 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。 | | 同意 |
| | | <input checked="" type="radio"/> する <input type="radio"/> しない |
| イ | ① 事業報告書等（事業報告書、活動計算書、財産目録、貸借対照表、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面） ② 役員名簿 ③ 定款等（定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し） | |
| ロ | 各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類 | |
| ハ | 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 | |
| ニ | 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 | |
| ホ | 次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者（役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合（その金額が200万円以下の場合に限る。）におけるその金額及び使途並びにその実施日 | |
| ヘ | ① 助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し | |

(注意事項)

- ・ 認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表 (第7表)

| | |
|-----|--------------------------------------|
| 法人名 | 特定非営利活動法人 Standard Opinion Society / |
|-----|--------------------------------------|

認定基準等チェック表 (第7表)

| | |
|---|-------|
| 7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと | チェック欄 |
| | ○ |

法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無

| ㉑ | ㉒ | ㉓ | ㉔ | ㉕ | 申請時 |
|-------------------------------------|-----|-----|-----|-----|-------------------------------------|
| 有・ <input checked="" type="radio"/> | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・ <input checked="" type="radio"/> |

㉑ 認定基準等チェック表(第7表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。

「認定基準等チェック表」(第7表)記載方法

| 項目 | 記載方法 | 注意事項 |
|------|------------------|--|
| 各欄共通 | 該当する一方を「○」で囲みます。 | 「㉑」から「㉕」については、認定基準等チェック表(第3表)のイに記載する各期間(「㉑」から「㉕」)を示したものです。過去に認定を受けたことのない法人の場合は、「㉑」～「㉕」の欄に記載する必要はありません。 |

欠格事由チェック表

| | | |
|--|--------------------------------------|-------|
| 法人名 | 特定非営利活動法人 Standard Opinion Society / | チェック欄 |
| 認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。 1 役員のうち、次のいずれかに該当する者がある場合 イ 認定 NPO 法人が認定を取り消された場合又は特例認定 NPO 法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前 1 年以内に当該認定 NPO 法人又は当該特例認定 NPO 法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から 5 年を経過しないもの ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者 ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法 204 条等 ^(注1) 若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者 ニ 暴力団の構成員等 ^(注2) 2 認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から 5 年を経過しない法人 3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から 3 年を経過しない法人（認定、特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その 4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります） 5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から 3 年を経過しない法人 6 次のいずれかに該当する法人 イ 暴力団 ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人 | | ○ |

| | | |
|---|--|---------------------------------------|
| 1 | 役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無 | |
| イ | 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前 1 年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から 5 年を経過しない者の有無 | 有・ <input checked="" type="radio"/> 無 |
| ロ | 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者の有無 | 有・ <input checked="" type="radio"/> 無 |
| ハ | 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法 204 条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者の有無 | 有・ <input checked="" type="radio"/> 無 |
| ニ | 暴力団の構成員等の有無 | 有・ <input checked="" type="radio"/> 無 |

| | | |
|---|-------------------------------------|--|
| 2 | 認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から 5 年を経過しない法人 | はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ |
|---|-------------------------------------|--|

| | | |
|---|---------------------------|--|
| 3 | 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 | はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ |
|---|---------------------------|--|

| | | |
|------|--|--|
| 4 | 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から 3 年を経過しない法人 | はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ |
| 添付書類 | 認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記 4 に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その 4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること（役員報酬規程等提出書には添付不要） | はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ |

| | | |
|---|---|--|
| 5 | 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から 3 年を経過しない法人 | はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ |
|---|---|--|

| | | |
|---|------------------------|--|
| 6 | 次のいずれかに該当する法人 | |
| イ | 暴力団 | はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ |
| ロ | 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人 | はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ |